# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
19	子ども・子育て支援法に関する事務 基	礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、子ども・子育て支援法に関する事務における特定個人ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

広島県廿日市市長

### 公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	子ども・子育て支援法に関する事務					
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども子育て支援事業を実施する。 子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う (1)子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給事務 (2)地域子ども・子育て支援事業の事務					
③システムの名称	子ども・子育て支援システム 放課後児童管理システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
(1)子ども・子育て支援情報ファ (2)放課後児童台帳ファイル	アイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 94の項					
4. 情報提供ネットワークシ	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>         1)実施する         2)実施しない         3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表二 116の項					
5. 評価実施機関における	る担当部署					
①部署	健康福祉部こども課					
②所属長の役職名	こども課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	•訂正•利用停止請求					
請求先	健康福祉部こども課					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	廿日市市健康福祉部こども課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮1-13-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9130					
9. 規則第9条第2項の適	<b>5</b> 用 [ ] 道	箇用した				
適用した理由						

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者勢	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

# しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書 施機関については、それ	] れぞれ重点項目評値	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
されている。						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0 ]	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。)	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	る ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	B発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>				
判断の根拠	事務取扱者の教育研修を行っている。 事務取扱者への研修、事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修				

変更箇所

変更箇層	ול				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部 署	①福祉保健部こども課 ②こども課長	①福祉保健部こども課 ②こども課長 村上雅信	事後	
平成29年4月1日	いに関する問合せ	廿日市市福祉保健部児童課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30- 9154、0829-30-9154	廿日市市福祉保健部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9130	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担 当部署②所属長の役名	こども課長 村上 雅信	こども課長	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	務②事務の概要	子ども・子育て支援法及び行政手続きにおける 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従 い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う	子ども・子育で支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携②法令上 の根拠	番号法第19条第7号 別表二 116の項	番号法第19条第8号 別表二 116の項	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉保健部こども課	健康福祉部こども課	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	福祉保健部こども課	健康福祉部こども課	事後	
тинтти	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルに取 扱いに関する問合せ 連絡先	廿日市市福祉保健部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9130	廿日市市健康福祉部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9130	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルに取 扱いに関する問合せ 連絡先	廿日市市健康福祉部こども課 〒738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9130	廿日市市健康福祉部こども課 〒738-8512 広島県廿日市市新宮1-13-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9130	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加項目	事後	